

大阪広域環境施設組合 業務継続計画

令和 2 年 3 月

業務継続計画の策定及び修正等の状況

平成 29（2017）年 3 月	策 定
平成 30（2018）年 8 月	一部修正
平成 31（2019）年 2 月	一部修正
令和元（2019）年 10 月	一部修正
令和 2（2020）年 3 月	一部修正

目 次

第 1 章 基本的事項	P 1
-------------	-----

- 1-1 業務継続計画策定の背景
- 1-2 業務継続計画策定の目的
- 1-3 業務継続計画の位置付けと構成
- 1-4 業務継続計画の基本方針
- 1-5 業務継続計画策定の効果
- 1-6 業務継続計画の適用範囲
- 1-7 業務継続計画の発動及び解除

第 2 章 想定する災害と被害の想定	P 5
--------------------	-----

- 2-1 被害の概要
- 2-2 本組合施設への影響

第 3 章 非常時優先業務	P10
---------------	-----

- 3-1 定義
- 3-2 非常時優先業務の選定方法
- 3-3 非常時優先業務の選定結果

第 4 章 業務継続のための現状と対応策 P16

4-1 人員体制

4-2 庁舎及び設備

第 5 章 計画の運用 P23

5-1 業務継続体制の維持・向上

5-2 職員への浸透・定着

5-3 計画の修正・見直し

第 1 章 基本的事項

1-1 業務継続計画策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大な被害をもたらすとともに、被災者の救助・救援を担うべき行政機関自体が大きな被害を受けたことにより、行政機能の停止あるいは低下が、復旧・復興の推進等に大きな影響をもたらした。

本組合は、大阪府の中部を東西に横断する大阪市、八尾市、松原市及び守口市（以下「構成市」という。）を圏域としており、近い将来、発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備えた対策を講じることが喫緊の課題となっている。

国においても、内閣府（防災担当）が「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）等を策定するなど、地方公共団体における業務継続計画策定を促進しているところである。

本組合でも、そのような社会的要請を受け、大規模災害発生時に行政機能が低下する中にあっても衛生的な生活環境を維持し、市民への影響を最小限にとどめるよう、ごみ処理施設の応急復旧業務を中心とした非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整備しておくことが必要である。

1-2 業務継続計画策定の目的

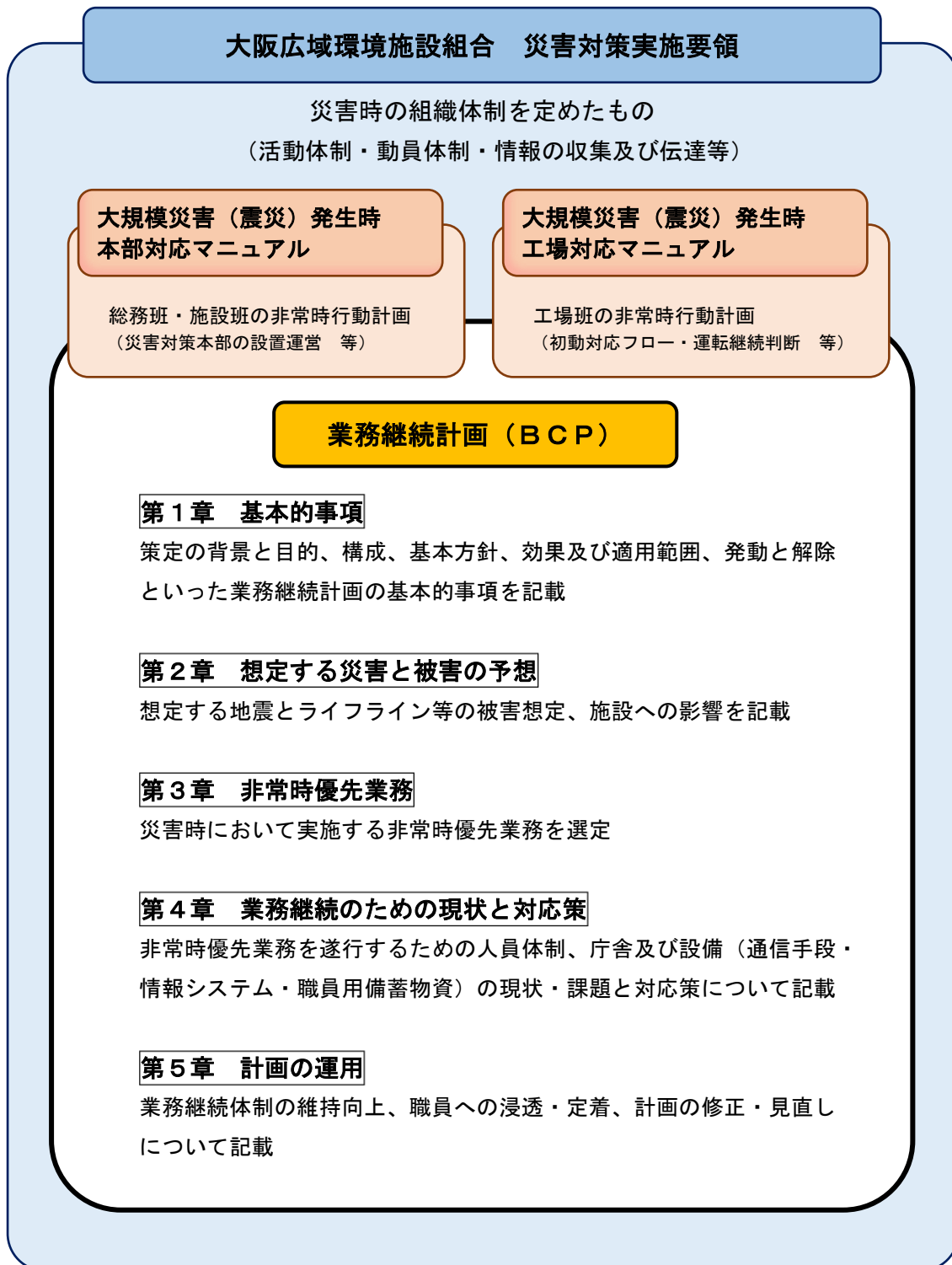
大規模災害が発生した場合、職員自らが、また、ごみ処理施設等にも被害を受けることとなる。そのような中において、災害応急対策活動を迅速かつ効率的に行うとともに、通常業務であつても、継続して実施する、あるいは早期に復旧して実施することが必要となる業務を遂行することが求められる。

そのため、あらかじめ優先して継続する業務を選定するとともに、災害応急対策活動の進捗、職員参集や施設等の復旧状況により順次再開する通常業務の優先順位を定めることで、著しく低下する人的・物的資源を有効活用できるようにしておく必要がある。

本計画は、災害応急対策業務、早期実施すべき復旧業務及び非常時に優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の特定を行い、その業務実施に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について定めることにより、大規模災害時にあつても、業務を継続することを目的として策定するものである。

1-3 業務継続計画の位置付けと構成

業務継続計画と、災害対策実施要領をはじめとする本組合の災害対策関係のマニュアル等との
相関関係、また、業務継続計画の構成は以下のとおりとなっている。



1-4 業務継続計画の基本方針

大規模災害発生時におけるごみの焼却処理処分を担う本組合の責務を全職員が改めて共有し、全うするため、次の3つの方針に基づき、業務継続を図る。

【基本方針】

- 1 大規模災害が発生した際は、市民の衛生的な生活環境を確保・維持するために必要なごみの処理処分機能を優先的に回復するため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。
- 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行う。
- 3 想定される大規模災害の発生に備え、平常時であっても業務継続力の向上に努める。

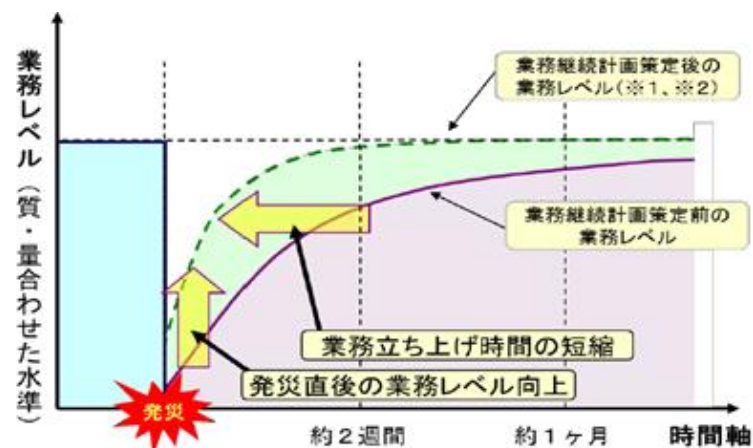
1-5 業務継続計画策定の効果

本計画の導入により、あらかじめ優先的に実施すべき業務とその開始時期が明確化される。

このことにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、必要な人員等の資源を適切に配置することで、必要かつ適切な業務を集中的に実施することが可能となり、早期により多くの業務を実施できるようになる。

業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）内閣府（防災担当）

1-6 業務継続計画の適用範囲

(1) 対象事象

本計画では、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすと考えられている「南海トラフ巨大地震」を前提とする。

なお、地震以外に風水害や大規模災害等その他の緊急事態に備えた本組合の業務継続を考える場合において、本計画が準用可能となる場合は、必要に応じて本計画を準用する。

南海トラフ巨大地震

震 源 域：南海トラフ沿い

規 模：マグニチュード 9.1

最大震度：6 弱

津波浸水：西淀工場浸水 舞洲工場搬出入経路（此花区）浸水
住之江工場（更新中）浸水

(2) 対象時期

事後対策の対象時期は、地震等の発生から概ね 30 日以内とする。

1-7 業務継続計画の発動及び解除

(1) 発動要件

大規模な地震の発生等により、災害対策本部が設置されるとともに、構成市域又は施設等に甚大な被害が生じた場合、かつ災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

(2) 発動権限者

発動要件に基づき、本部長が発動の是非について決定する。

なお、本部長に事故があるときは、災害対策実施要領に定められた順に、その職務を代理する権限者とする。

(3) 発動の決定

本部長は、災害対策本部会議における被災状況の報告に基づき、速やかに発動の是非について決定する。発動が決定された場合、本部員は部内に本計画の発動を伝達する。

(4) 発動の解除

本部長は、業務資源の不足等に伴う本組合における業務継続上の障害が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で業務継続計画の発動を解除する。

ただし、各本部員は解除宣言の前であっても災害応急対策業務の進捗等、状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

第2章 想定する災害と被害の想定

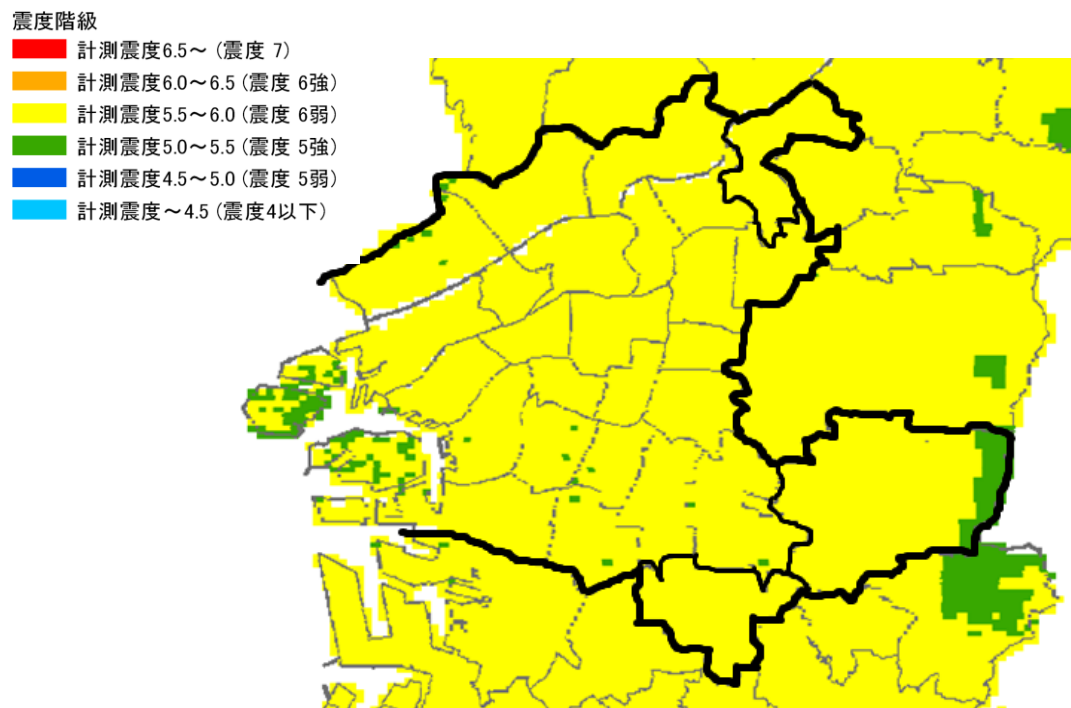
本計画で想定する災害は「南海トラフ巨大地震」とし、大阪府の被害想定を用いることとする。

(被害想定出典：大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 H25. 10、H26. 1)

2-1 被害の概要

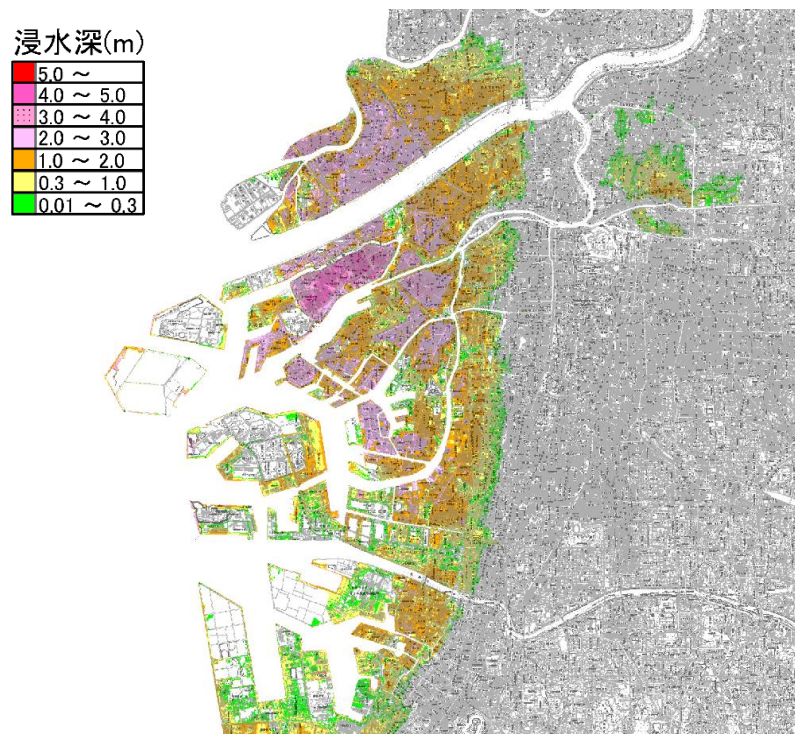
(1) 想定する地震の被害想定

① 震度分布予測



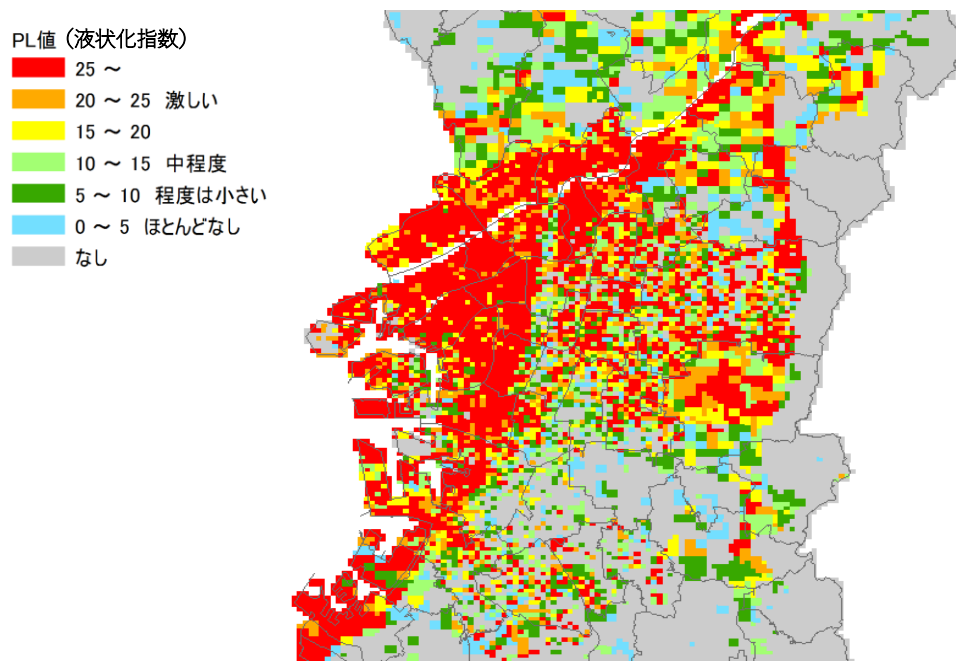
震度 5 強程度が予測されている大阪市の沿岸部の一部や、八尾市の生駒山地周辺を除き、構成市のほぼ全域で、震度 6 弱程度が予測されている。

② 津波浸水想定



大阪市の沿岸部の広範囲で約 1.0～5.0 メートルの浸水が予測されている。

③ 液状化可能性



焼却工場は、重量物の設置を前提に建設されているため、支持層（構造物を十分に支持する能力があり、かつ沈下に対しても安全である地層）まで杭を打っており、液状化による直接的な建物への影響はないものと見込まれる。

(2) ライフライン等の被害想定

① 上水道

所在地	施設名	給水人口	断水率					
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後	約40日後
大阪市	阿倍野区 本庁舎	106,565	100.0%	43.5%	41.1%	38.6%	12.3%	0.9%
	此花区 舞洲	65,702	100.0%	48.9%	46.5%	43.9%	14.8%	1.1%
	西淀川区 西淀	97,701	100.0%	49.8%	47.3%	44.7%	15.3%	1.1%
	東淀川区 東淀	176,942	100.0%	58.3%	55.9%	53.3%	20.3%	1.5%
	鶴見区 鶴見	111,407	100.0%	41.3%	39.0%	36.5%	11.4%	0.8%
	住之江区 住之江	127,467	100.0%	42.3%	39.9%	37.4%	11.8%	0.8%
	平野区 平野	200,409	100.0%	39.8%	37.5%	35.1%	10.7%	0.7%
八尾市	八尾	270,900	100.0%	57.4%	55.0%	52.4%	19.7%	1.5%

※給水人口：平成23年度大阪府水道の現況（大阪府）、国勢調査より作成

被害の主な要因

- ・震度が大きく、液状化の可能性が高い地域において水道管が破損。

被災直後の被害

- ・100%が断水すると想定。

復旧の推移

- ・発災1日後で50%前後まで断水は解消するも、7日後でも約35%～53%が断水。
- ・1か月後でも約10%～20%が断水しており、約40日後にほとんどの断水が解消。

② 下水道

所在地	施設名	処理人口	機能支障率				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
大阪市	阿倍野区 本庁舎	106,347	3.6%	3.6%	2.1%	0.6%	0.0%
	此花区 舞洲	65,555	37.6%	37.6%	36.6%	0.6%	0.0%
	西淀川区 西淀	97,495	6.3%	6.3%	4.9%	0.5%	0.0%
	東淀川区 東淀	172,578	3.9%	3.9%	2.3%	0.6%	0.0%
	鶴見区 鶴見	111,654	3.1%	3.1%	1.8%	0.5%	0.0%
	住之江区 住之江	127,210	3.1%	3.1%	1.8%	0.5%	0.0%
	平野区 平野	199,978	3.2%	3.2%	1.9%	0.5%	0.0%
八尾市	八尾	191,902	3.3%	3.3%	2.8%	2.3%	0.0%

※処理人口：大阪府下水道年報、国勢調査より作成

被害の主な要因

- ・津波浸水や非常用電源がないことでポンプ場の機能が停止。
- ・震度が大きく、液状化の可能性が高い地域において管路が破損。

被災直後の被害

- ・液状化の可能性の高い此花区では約40%が利用困難になると想定。

復旧の推移

- ・発災後7日後でほとんどの機能支障が解消。

③ 電力

所在地	施設名	契約軒数	停電率				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
大阪市	阿倍野区 本庁舎	51,440	府内全域 49.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%
	此花区 舞洲	32,057		2.9%	2.8%	2.8%	0.0%
	西淀川区 西淀	48,407		7.2%	7.2%	7.2%	0.0%
	東淀川区 東淀	84,559		1.0%	0.3%	0.0%	0.0%
	鶴見区 鶴見	46,442		2.7%	0.7%	0.0%	0.0%
	住之江区 住之江	51,072		27.3%	1.5%	0.0%	0.0%
	平野区 平野	96,275		3.3%	1.6%	0.0%	0.0%
	八尾市 八尾	127,711		1.6%	0.8%	0.0%	0.0%

※電気事業者の報告による

被害の主な要因

- ・発電所の緊急停止による需給バランスの乱れによる一時的な停電。
- ・建物倒壊や漂流物による電柱被害。

被災直後の被害

- ・全体の約半数で停電が発生すると想定。

復旧の推移

- ・発災後1週間程度で応急送電がほぼ完了。
- ・ただし、津波浸水エリアについては進入可能となった時点で復旧を開始することとし、進入可能時期が不明なため、復旧想定（停電率）に加えられていない。
- ・津波浸水の著しいエリアについても、進入可能となった時点で復旧を開始、およそ1か月で復旧完了見込。

④ 通信【固定電話】

所在地	施設名	加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数				
				被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
大阪市	阿倍野区 本庁舎	36,000	4,000	11.1%	2.8%	2.8%	2.8%	0.0%
	此花区 舞洲	19,000	9,000	94.7%	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%
	西淀川区 西淀	26,000	16,000	100.0%	38.5%	38.5%	38.5%	34.6%
	東淀川区 東淀	50,000	15,000	30.0%	6.0%	6.0%	4.0%	0.0%
	鶴見区 鶴見	19,000	13,000	68.4%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%
	住之江区 住之江	42,000	33,000	81.0%	33.3%	16.7%	11.9%	11.9%
	平野区 平野	65,000	54,000	83.1%	6.2%	4.6%	1.5%	0.0%
八尾市	八尾	36,000	17,000	47.2%	13.9%	13.9%	11.1%	0.0%

注)固定電話加入者数は、NTT等通信事業者の合計。加入者数：総務省データ、府・市町村統計年鑑より作成。

被害の主な要因

- ・建物倒壊や漂流物による電柱被害。津波による建物被害。需要家側停電による不通。

被災直後の被害

- ・直後は輻輳により大部分の通話が困難。

復旧の推移

- ・発災後 1 か月程度で不通率は大阪府域全体で約 3 %まで解消。
- ・ただし、液状化や津波浸水の著しいエリアでは、1 か月後でも不通の割合が高い。

⑤ 通信【携帯電話】

所在地	施設名	携帯電話 基地局数	停波基地局率				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
大阪 市	阿倍野区 本庁舎	233	9.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%
	此花区 舞洲	173	43.3%	41.6%	41.6%	46.4%	44.9%
	西淀川区 西淀	184	61.5%	60.9%	60.9%	60.9%	56.6%
	東淀川区 東淀	334	23.5%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%
	鶴見区 鶴見	171	65.1%	2.6%	0.7%	0.0%	0.0%
	住之江区 住之江	841	75.0%	38.3%	14.4%	13.3%	13.6%
	平野区 平野	285	79.3%	3.2%	1.6%	0.0%	0.0%
八尾市	八尾	433	33.9%	1.4%	0.7%	0.0%	0.0%

注)携帯電話・PHS事業者の合計。基地局数：総務省データより作成。

被災直後の被害

- ・直後は輻輳により大部分の通話が困難。

復旧の推移

- ・発災後 7 日程度で通話支障は大阪府全体で約 5 %まで解消。
- ・ただし、液状化や津波浸水の著しいエリアでは、1 か月後でも不通の割合が高い。

2-2 本組合施設への影響

西淀工場のある西淀川区では、多くの地域で 2.0 メートル以上の浸水が予測されている。

舞洲工場及び北港処分地のある此花区も、舞洲及び夢洲そのものの浸水は想定されていないが、区の大半が浸水するため、その影響を受ける可能性がある。

また、液状化については、西淀工場、東淀工場、舞洲工場及び更新工事中の住之江工場で、工場周辺の液状化指数が高くなっており、周辺道路や構内道路の液状化による影響が懸念される。

ライフラインの被害については、こうした津波浸水被害や液状化の予測を基に想定されているが、津波浸水の著しいエリアについては、復旧のための進入可能時期が不明であり、電力の復旧については、進入可能となった時点から完了までおよそ 1 か月を要するとされていることから、舞洲工場、西淀工場においては、停電による工場機能回復への影響が懸念される。

また、上水道についても、発災後 7 日後の断水率が 30～50%程度となっており、水の供給時期が焼却炉の再稼働に大きく影響する。

災害発生時には、ライフラインの復旧の見通しに合わせて、工場機能の復旧・再稼働を図っていく必要がある。

第3章 非常時優先業務

3-1 定義

本計画では、非常時優先業務を次のとおりとする。

【非常時優先業務】

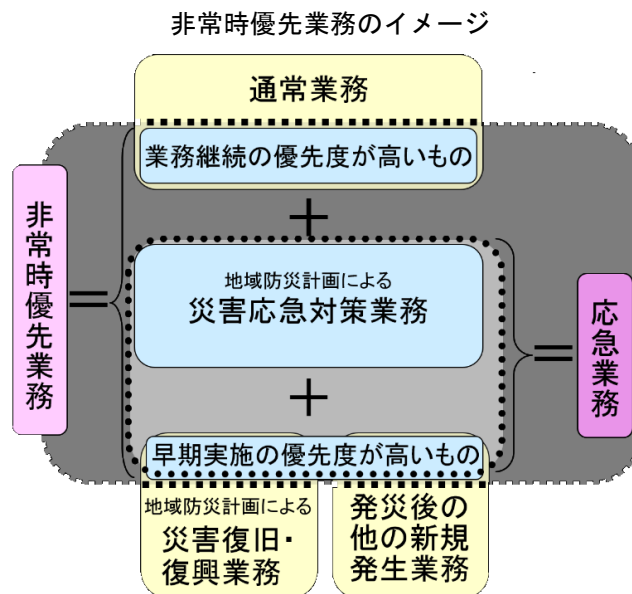
発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する

「災害応急対策業務」

「早期実施すべき復旧業務」（以上の2業務を「応急業務」という。）

「優先度の高い通常業務（優先的通常業務）」

の総称をいう。



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）内閣府（防災担当）

3-2 非常時優先業務の選定方法

業務継続の基本方針に基づき、以下に示す方法により非常時優先業務の選定を行った。

(1) 応急業務

災害対策実施要領に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い、全ての災害応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務を、応急業務として位置付ける。

(2) 優先的通常業務

通常業務について、業務停止による影響を考慮するとともに、法的に期間の定めがある等の観点から、1か月以内に実施すべきと判断した業務を選定する。

3-3 非常時優先業務の選定結果

本組合の非常時優先業務について、「応急業務」は 30 業務、「優先的通常業務」は 110 業務を選定した。選定した主な業務は、下表「主な非常時優先業務」のとおりである。

なお、選定においては、「発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開すべきか」を考慮し、発災後の時間軸を 7 つのフェーズに区分し、各フェーズに業務開始目標を設定した。

主な非常時優先業務

フェーズ	業務開始 目標時間	応急業務	優先的通常業務
フェーズ1	発災直後 (30分程度)	・災害対策本部の設置 ・焼却炉の緊急停止 ・被害状況の確認	
フェーズ2	3時間まで	・被害状況の把握 ・構成市との連絡調整 ・職員の安否確認	
フェーズ3	24時間まで	・市民・報道機関等へ災害情報の発信 ・処理施設の搬入及び作業計画立案	・指定金融機関との連絡調整 ・工場運転に必要な業務 ・埋立処分業務【北港事務所】
フェーズ4	72時間まで	・焼却炉の再稼働	・情報システムの運用再開 (勤怠管理・給与支払・財務会計) ・工場建設の監理監督
フェーズ5	1週間まで	・被災処理施設の応急復旧開始	・給与の支給事務 ・計理及び契約事務の再開
フェーズ6	2週間まで		
フェーズ7	1か月まで	・災害廃棄物処理計画の立案	・工場定期整備工事に関する事務

選定した応急業務及び業務開始目標時間については別紙 1 のとおりとし、優先的通常業務及び業務開始目標時間については別紙 2 のとおりとする。

なお、別紙 2 においては、全ての通常業務名を記載し、大規模災害発生時における継続性区分(継続・縮小・休止)についてもあわせて記載している。

別紙 1 応急業務一覧

班名	業務名	業務開始目標時間						
		直後	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
総務班	災害対策本部の設置	本部開設						
	庁舎の被害確認及び事務室復旧	被害確認		事務室復旧				
	各種システムの被害確認及び復旧	被害確認			復旧			
	各施設の被害・復旧・稼働情報の継続的収集		情報収集					
	災害対策本部の運用(本部会議の開催)		会議開催					
	構成市との連絡調整		連絡調整					
	職員の安否確認		安否確認					
	職員の労務管理(勤務形態・休憩時間の決定)			労務管理				
	市民・報道機関への情報提供			情報提供				
	災害対応物品等の調達(食料配給、資材確保等)			物品調達				
	災害復旧に係る予算執行管理(補正対応含む)					開始		
	災害復旧に係る緊急工事随意契約事務					開始		
施設班	所管施設の被害・復旧・稼働状況の把握	情報収集						
	総務班及び工場班との連絡調整	連絡調整						
	北港処分地における災害時対応【北港事務所】	開始						
	職員の安否確認		安否確認					
	処理施設の搬入計画及び作業計画			開始				
	被災処理施設の応急復旧					開始		
	災害廃棄物処理計画の立案							開始
工場班	工場の緊急停止	緊急停止						
	工場内職員及び来場者の安否確認・避難誘導	安否確認	避難誘導					
	工場事務室の被害確認・復旧	被害確認		事務室復旧				
	工場職員の安否確認		安否確認					
	工場施設及び設備の被害確認		被害確認					
	施設班との連絡調整		連絡調整					
	周辺住民への対応・区役所等との連携		対応・連携					
	工場職員の労務管理(勤務ローテーションの決定)			労務管理				
	工場の応急復旧			調査開始				
	薬品納入業者等との連絡調整			連絡調整				
	工場の再稼働				再稼働			

別紙2 優先的通常業務一覧

課名	業務名	継続性 区分	業務開始目標時間						
			直後	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
総務課	公印の監守	継続			●				
総務課	庁舎管理に関する事	縮小			●				
総務課	情報システムの整備・管理・保守	継続				●			
総務課	ホームページに関する事	継続				●			
総務課	広聴・広報に関する事	継続				●			
総務課	文書管理システムの運用	継続				●			
総務課	建物及び自動車の保険に関する事	縮小					●		
総務課	事業概要・統計年報の作成	休止							
総務課	災害対策に関する事	休止							
総務課	条例等の制定改廃に関する事	休止							
総務課	情報公開、個人情報に関する事	縮小							●
総務課	公益通報に関する事	休止							
総務課	構成団体との連絡調整	縮小							●
総務課	運営協議会の開催	休止							
総務課	出納検査に関する事	継続						●	
総務課	定期監査に関する事	休止							
総務課	議会運営に関する事	縮小							●
総務課	労働組合に関する事	休止							
総務課	人事制度・定数管理に関する事	休止							
総務課	職員の任免・処分に関する事	休止							
総務課	勤務条件に関する事	休止							
総務課	人事関係システムの運用	縮小				●			
総務課	服従規律に関する事	縮小							●
総務課	内部統制に関する事	休止							
総務課	勤怠関係システムの運用	縮小				●			
総務課	勤怠管理に関する事	縮小					●		
総務課	共済組合に関する事	縮小						●	
総務課	確定拠出型年金に関する事	縮小							●
総務課	職員の福利厚生に関する事	縮小							●
総務課	雇用保険に関する事	縮小							●
総務課	指定金融機関に関する事	継続			●				
総務課	財務会計システム(会計)の運用	縮小				●			
総務課	現金の出納及び保管に関する事	縮小				●			
総務課	公金の収納及び支払いに関する事	継続					●		
総務課	支出命令等の審査に関する事	継続					●		
総務課	物品の出納及び保管等に関する事	休止							
総務課	決算の調製	休止							

課名	業務名	継続性 区分	業務開始目標時間						
			直後	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
総務課	給与関係システムの運用	継続				●			
総務課	給与計算及び支給に関すること	継続					●		
総務課	諸手当の認定に関すること	継続					●		
総務課	公平委員会に関すること	休止							
総務課	安全衛生委員会に関すること	縮小							●
総務課	産業医に関すること	縮小							●
総務課	病気休職に関すること	縮小							●
総務課	健康診断等に関すること	縮小							●
総務課	公務災害に関すること	休止							
総務課	被服に関すること	休止							
総務課	職員研修・人材育成に関すること	休止							
総務課	表彰に関すること	休止							
経理課	財務会計システム(予算)に関すること	継続				●			
経理課	予算管理に関すること	継続					●		
経理課	資金計画に関すること	継続					●		
経理課	処理計画に関すること	縮小							●
経理課	起債管理に関すること	縮小							●
経理課	議会議案に関すること	縮小							●
経理課	構成市分担金に関すること	縮小							●
経理課	財政事情公表に関すること	縮小							●
経理課	決算見込みにに関すること	縮小							●
経理課	決算統計に関すること	縮小							●
経理課	経営計画に関すること	休止							
経理課	国家予算要望に関すること	休止							
経理課	公会計に関すること	休止							
経理課	監査受検に関すること	休止							
経理課	工事請負契約に関すること	縮小					●		
経理課	業務委託契約に関すること	縮小					●		
経理課	建物修繕契約に関すること	縮小					●		
経理課	事業請負契約に関すること	縮小					●		
経理課	物品買入契約に関すること	縮小					●		
経理課	物品借入契約に関すること	縮小					●		
経理課	電子入札システムに関すること	縮小							●
経理課	管財事務に関すること	縮小							●
経理課	不用物品等売払契約に関すること	休止							
経理課	入札参加資格に関すること	休止							

課名	業務名	継続性 区分	業務開始目標時間						
			直後	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
施設管理課	焼却残滓の運搬に関する事	継続				●			
施設管理課	北港処分地の管理に関する事	継続				●			
施設管理課	薬品等物品調達及び業務委託に関する事	継続				●			
施設管理課	焼却工場運営予算の管理に関する事	継続					●		
施設管理課	ごみ処理計画に関する事	継続					●		
施設管理課	焼却工場定期整備工事の監督・検査	縮小							●
施設管理課	余熱利用計画・届出に関する事	縮小							●
施設管理課	公害関係事務に関する事	継続							●
施設管理課	他都市ごみの受入に関する事	休止							
施設管理課	焼却工場の広報に関する事	休止							
施設管理課	関係団体との連絡調整	休止							
施設管理課	施設見学に関する事	休止							
施設管理課	災害対策に関する事	休止							
施設管理課	埋立処分業務の監督【北港事務所】	継続			●				
施設管理課	車両・重機・機械設備の点検【北港事務所】	継続			●				
施設管理課	残滓搬入車両の受付【北港事務所】	継続			●				
施設管理課	処分地内設備の運転管理【北港事務所】	継続				●			
建設企画課	焼却工場建設予算の管理に関する事	継続					●		
建設企画課	焼却工場・整備配置計画に関する事	休止							
建設企画課	焼却工場建設・運営手法の検討	休止							
建設企画課	焼却工場建設の監理監督	継続				●			
建設企画課	焼却工場建設の調査・調整	休止							
建設企画課	休止中工場の維持管理	継続				●			
建設企画課	廃棄物処理技術の研究・調査	休止							
建設企画課	工場建設に係る交付金に関する事	休止							
建設企画課	工場建設関係各種委員会に関する事	休止							
工場	焼却工場運転・停止計画に関する事	継続			●				
工場	焼却工場運転業務に関する事	継続			●				
工場	薬品・燃料等の調達に関する事	継続			●				
工場	焼却残滓の運搬作業指示に関する事	継続			●				
工場	工場運転職員の勤怠管理	継続			●				
工場	委託・修繕の進捗管理に関する事	継続				●			
工場	定期整備工事の施工監理に関する事	縮小				●			
工場	工場運転予算の管理に関する事	継続					●		
工場	一般臨時搬入受付に関する事	縮小					●		
工場	定期整備工事の設計・積算に関する事	縮小							●
工場	公害関係事務に関する事	縮小							●
工場	工場見学の受付及び対応に関する事	休止							

第4章 業務継続のための現状と対応策

災害の影響によって本組合の機能が制限される状況において、非常時優先業務を速やかに実施するためには、必要となる資源の現状と課題を理解したうえで、現時点における最も効果的な方法によって資源を確保していくことが求められる。

本章では、第2章で想定したような災害の発生や本組合が直面する可能性のある様々な状況を踏まえ、第3章で選定した非常時優先業務を遂行するための必要資源の確保に向けた具体的な措置（対応策）を定めることとする。

4-1 人員体制

本組合には、日勤の行政職員及び技能職員と、24時間体制で工場を運転する交代制の技能職員がいる。

日勤勤務時間中に災害が発生した場合については、勤務している職員により、災害対策本部の設置と非常時優先業務の対応に速やかに移行することとなるが、日勤勤務時間外においては、公共交通機関の停止などの状況も踏まえ、職員の参集見込と、参集見込に基づき限られた人的資源を非常時優先業務にどのように振り分けていくかを、あらかじめ想定しておく必要がある。

(1) 行政職員

① 現状・課題

次のとおり勤務時間外の災害発生時における職員の参集予測を行った。

ア 勤務時間外に地震が発生したと想定し、地震発生直後に自宅から自己の勤務場所に参集する行政職員を対象とする。

イ 時間区分

1時間以内、3時間以内、6時間以内、24時間以内、2日以内、3日以上1週間以内、1週間以上2週間以内の7区分とする。

ウ 参集予測の考え方

1) 地震が勤務時間外に発生した場合に、非常時優先業務に従事可能な職員数を時系列で把握するため、徒歩（3 km/h）を前提として参集予測を行った。

2) より精度の高い参集予測を行うため、全職員の居住地から参集先までの距離に基づいて、参集までに要する時間を算出した。

3) 職員本人の死傷による参集不能を0.75%とした。

（府下における被害想定より 133,891人／8,865,245人のうち半数を本人とする。）

4) 職員の家族の死傷による参集不能（最低7日間の参集不能）を0.75%とした。

（上記本人被害の残りの半数を家族とした）

※ 3)、4)について、本組合では、各所属の母数が小さいため、職員本人の死傷による参集不能率、職員の家族の死傷による参集不能率をそれぞれ0.75%にした場合、いずれも該当予想数は、0人となっている。

- 5) 居住地近隣における救助活動により更に7%が当日中には参集不能とした。
(府内の建物倒壊率より算出 179, 153 棟／2, 530, 162 棟)
- 6) 参集場所まで 20 km 以上の職員は、公共交通機関の一部復旧がある 3 日目以降に参集可能とした。
- 7) 課長代理級以上の職員については、3)、4) 及び 5) の数値調整の対象外とした。

行政職員の参集予測（平成 28 年度）

	参集率						
	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	2日 以内	3日以上 1週間以内	1週間以上 2週間以内
本庁舎	9.7%	33.4%	64.8%	67.2%	74.1%	100.0%	100.0%
舞洲工場	0.0%	0.0%	22.9%	37.5%	43.8%	100.0%	100.0%
西淀工場	0.0%	0.0%	58.3%	58.3%	66.7%	100.0%	100.0%
東淀工場	0.0%	0.0%	50.0%	58.3%	62.7%	100.0%	100.0%
鶴見工場	0.0%	18.2%	54.5%	54.5%	63.6%	100.0%	100.0%
平野工場	0.0%	33.3%	58.3%	75.0%	83.3%	100.0%	100.0%
八尾工場	0.0%	10.0%	70.0%	70.0%	80.0%	100.0%	100.0%
北港事務所	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%

※南海トラフ巨大地震が発生した場合、舞洲工場、西淀工場及び北港事務所については、浸水の影響で参集できない可能性があるが、南海トラフ巨大地震以外の大規模災害が発生した場合の参集状況を、時系列に沿って予測するために、本項では、参集できる状況であると仮定して、参集率を算出している。

本組合職員は、地震震度により自動参集として速やかに予め定められた場所に参集することとしているが、3 工場においては発災後 3 時間以内に参集可能な行政職員が 0 %、その他においても参集職員が 1 割から 3 割程度にとどまることから、時間外に発災した場合、初動対応時における人的資源は極めて限定される可能性が高い。

② 対応

・迅速な参集

職員は、時間外に発災した場合、自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、直ちに定められた動員先に参集する。その際、自転車等できる限り早期に動員先に到着するための有効な手段（自動車を除く。）を用いるものとする。

そのため平時から、参集時に必要な服装・携行品の準備や、経路の確認等を行っておく。

また、普段から自宅の家具の固定等の耐震対策や、家族内の安否確認方法のルールづくりを進める。

・災害対策本部の運営訓練

組合災害対策本部会議のメンバー（本庁舎の課長代理級以上の職員）により、発災から災害対応・応急復旧までの一連の会議の進行を訓練し、本部の意思決定能力の向上を図る。

・所属職員の安否確認、確認結果を集約する体制の構築

各所属において、職員の携帯電話や電子メール等を活用した連絡手段により、確実に安否の連絡及び集約ができる体制を構築するとともに、平時から訓練を実施する。

・工場における初動対応体制の構築

発災から3時間までに工場の被災状況を把握し、構成市との連絡調整を開始する業務目標への対応として、工場においては、時間外の発災に備え、技能職員の現業管理体制による初動対応体制の構築を図る。

(2) 技能職員

① 現状・課題

技能職員は、24時間体制の交代勤務であることから、地震発生時には必ず職員が工場に勤務しており、初動対応は勤務職員により迅速に実施することができる。

しかしながら、工場の立地場所によっては、勤務時間外職員の参集が遅れ、交代職員を確保できないまま同じ職員が長時間にわたり勤務するような事態が発生することが懸念される。

② 対応

・迅速な参集

行政職員と同様、職員は、時間外に発災した場合、自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、直ちに定められた動員先に参集する。その際、自転車等できる限り早期に動員先に到着するための有効な手段（自動車を除く。）を用いるものとする。

そのため平時から、参集時に必要な服装・携行品の準備や、経路の確認等を行っておく。

また、普段から自宅の家具の固定等の耐震対策や、家族内の安否確認方法のルールづくりを進める。

参集場所の例外として、道路の損壊や橋梁の落下等により勤務地に参集することが困難な場合は、あらかじめ定めた参集可能な本組合施設に参集する。

・初動対応の訓練

どの班の勤務時間帯においても迅速かつ的確な災害の初動対応ができるよう、訓練日の勤務体制を調整するなどにより、構成市と連携した災害対策本部設置運用訓練を全職員が実施し、災害対応力の向上を図る。

・所属職員の安否確認、確認結果を集約する体制の構築

各所属において、職員の携帯電話や電子メール等を活用した連絡手段により、確実に安否の連絡及び集約ができる体制を構築するとともに、平時から訓練を実施する。

・工場間の職員の活用

限られた人員を有効に活用し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ定めた参集先に参集した職員の活用を含めた体制整備を行う。

・職員の交代体制の構築と健康管理

発災直後においては、発災時の勤務職員が長時間勤務に従事する場合がある。各工場は、職員の交代体制を早期に構築するとともに、適切な休憩の取得など健康管理を実施する。

4-2 庁舎及び設備

(1) 庁舎

① 現状・課題

災害対策本部については、本庁舎（あべのルシアスビル内）に設置するものとしているが、同庁舎は、商業ビルとなっており、電源等のライフラインの喪失等があった場合には、代替本部を確保する必要がある。

② 対応

・代替本部設置場所の選定

各工場の被害想定を踏まえ、代替本部設置場所の優先順位を定める。舞洲工場、西淀工場及び住之江工場については、浸水被害を受ける可能性が高いことから、他の4工場を候補とし、その中でも地理的な要因や築年数等を考え、代替本部の候補は、東淀工場、鶴見工場、平野工場、八尾工場の順とする。

本庁舎（あべのルシアス）が使用できない場合の代替本部の選定順位

優先順位	施設名	竣工年	備考
1	東淀工場	平成22年	浸水被害の影響がないと想定され、稼働工場の中でもっとも築年数が浅いため、優先順位第1位とする。
2	鶴見工場	平成2年	浸水被害の影響がないと想定されるが、築年数の差異から優先順位第2位とする。
3	平野工場	平成15年	浸水被害の影響はないと想定されるが、大和川以南に位置するため、参集に当たっての地理的な影響を考慮し優先順位第3位とする。
4	八尾工場	平成7年	浸水被害の影響はないと想定されるが、八尾市域に位置するため、参集に当たっての地理的な影響を考慮し優先順位第4位とする。

・執務環境確保に向けた取組みの推進

災害発生後も速やかに非常時優先業務を実施できるよう、書棚やロッカー等の固定を進めるなど、被害を最小限に防ぐために必要な措置等を各施設において実施する。

(2) 通信手段

① 現状・課題

発災時においては、一般電話回線や携帯電話回線は、輻輳により通話が困難となることが予想され、通信手段の確保が課題となる。

本組合では、通話の輻輳時において発信による優先的通話が確保される災害時優先電話を設置しているほか、平成28年度には本庁舎と各工場・北港事務所のほか、各構成市との間で相互に連絡を取り合うためにMC A無線を整備した。

しかし、これらの通信手段は、回線数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性がある。

災害時における通信手段

	代表 電話番号	組合 防災無線	大阪市 防災無線	災害時優先 電話番号
本庁舎	6630-3183	1	175	6630-3350
西淀工場	6472-3000	2	171	6472-4929
平野工場	6707-3753	3	174	6707-3753
東淀工場	6327-4541	4	167	6327-4541
鶴見工場	6912-4700	5	170	6912-4701
舞洲工場	6463-4153	6	173	6463-4153
八尾工場	072-923-4226	7	172	072-923-4226
住之江工場現場事務所	6115-8972	13		6115-8972
北港事務所	6467-1101	8	182	6467-1101
大阪市環境局 総務部総務課	6630-3113	9	121	
八尾市経済環境部 資源循環課	072-924-3866	10		
松原市市民生活部 環境政策課	072-337-3126	11		
守口市環境部 環境政策課	6992-1452	12		

※大阪市防災無線は貸与されているものであり、大阪市からの災害情報等を把握するために用いる。

② 対応

・多様な通信手段の確保

MCA無線については使用方法等を周知し習熟訓練を行うほか、災害時においても電源が確保できれば比較的回線確保が行いやすい電子メール等のインターネットを用いた災害時の情報受伝達方法を検討しておくなど、多様な通信手段をあらかじめ確保しておく。

(3) 情報システム

① 現状・課題

本組合が平成31年1月現在運用している庁内情報通信ネットワークと人事給与・財務会計システム外2つの情報システムは、クラウドサービスを利用している。また、平成31年4月から運用開始予定の自動計量システムは、クライアント・サーバ方式を採用している。

各システムを構成するサーバ等の基幹ハードウェアについては、各システムの運用・保守事業者が、耐震基準を満たし一定の防災対策がなされているデータセンターに設置しており、重要データについては、定期的なバックアップや媒体による分散保管等を行っている。

一方で、本庁舎及び各工場とデータセンターを結ぶ通信ネットワーク回線は有線であるため、ネットワーク回線が物理的に切断された場合や各施設に設置しているネットワーク機器への電力供給が停止した場合には、クラウドサービスが利用できなくなることから、各情報システムの利用継続を確保するためには、ネットワーク回線の維持・復旧が必要であるほか、電力の確保も不可欠である。

自動計量システムについては、各施設の端末と基幹サーバとの常時通信を必要としないため、ネットワーク回線が切断されても、施設単体での利用は可能であるが、災害発生により端末の損壊や電力供給が停止すると、工場へのごみの搬入に大きな影響を及ぼすこととなる。

情報システムの状況

システム名	形態	サーバ等設置場所 (データセンター)	データ保管場所
庁内情報通信ネットワーク	クラウドサービス	大阪市内	東京都内
人事給与・財務会計システム		東京都内	
コンテンツマネジメントシステム		東京都内	
電子入札システム		神戸市内	
焼却工場自動計量システム	クライアント・サーバ方式	大阪市内	大阪市内

② 対応

・ネットワーク機能の継続性の確保

本組合の庁内情報通信ネットワークシステムのサービス提供事業者との間において、災害発生時における連携体制を構築する。

・端末の耐震化等の推進

パソコン等各端末の落下・移動防止対策の実施や電源確保など、必要最低限の台数に対しては耐震化等を推進する。

・システム使用不能時における業務継続のための代替手段の確保

システムが長期間使用できなくなった場合の事務事業の執行方法を確立する。当面は、災害発生時に必要となる書類等については、各課各担当ラインにおいて平素から紙ベースを誰もが分かる所定の場所に設置しておくこととする。

・情報システムの業務継続における計画の策定

情報システムの被害の最小化・速やかな復旧を目的として、「ICT業務継続計画（ICT-BCP）」の策定を進める。

(4) 職員用備蓄物資

① 現状・課題

災害発生時の被災状況によっては、通常の勤務時間帯を超えた継続的な業務遂行も想定される。そのような場合に備えて、平成28年度から物資の備蓄を推進している。

最も勤務人数が多い日中時間帯の勤務人数（平成28年度ベースで約310人）を基準に物資を確保することとし、携帯トイレと毛布の備蓄を完了したほか、飲料水・食料については、令和2年度末までに3日分を備蓄する計画である。

備蓄物資及び備蓄量

物資	備蓄量	備考
飲料水	3,000ℓ	消費期限が5年であることから、平成28年度から5年かけて5分の1量ずつ備蓄する。
食料	3,000食	
毛布	300枚	平成28年度備蓄済み。
携帯トイレ	5,000回分	

各施設の令和2年度末時点における備蓄予定量

	日中時間帯 の勤務人数※	飲料水	食料	毛布	携帯トイレ
本庁舎	61人	580ℓ	580食	51枚	940回分
舞洲工場	64人	620ℓ	620食	64枚	1,040回分
西淀工場	37人	360ℓ	360食	37枚	600回分
東淀工場	35人	340ℓ	340食	35枚	570回分
鶴見工場	36人	350ℓ	350食	36枚	590回分
平野工場	38人	370ℓ	370食	38枚	620回分
八尾工場	33人	320ℓ	320食	33枚	540回分
住之江工場					
北港事務所	6人	60ℓ	60食	6枚	100回分
合 計	310人	3,000ℓ	3,000食	300枚	5,000回分

※平成28年9月時点の職員数より算出

② 対応

・備蓄物資の適切な確保と更新

計画に基づき平成32年度末までに必要な備蓄物資を確保するとともに、その後は適切な保管管理及び更新を行う。

・トイレットペーパーの備蓄在庫の確保

本庁舎は商業ビルに入居しており、ビル内トイレのトイレットペーパーの補充はビル管理会社が行っているため、本組合が災害対策本部の設置運用中に使用する携帯用トイレに必要なトイレットペーパーについては、総務課が平成30年度に備蓄する。

各工場のトイレットペーパーについては、消耗品として工場ごとに調達していることから、各工場において災害用備蓄分の確保を行う。

・職員各自における必要な物品の常備

発災時には、原則として備蓄品により対応することとなるが、実施すべき業務が集中する災害初期において、職員一人ひとりに十分な飲料水・食料を配付するだけの備蓄は困難であることから、現実的な措置として、職員各自において職場のロッカー等に必要な物品をあらかじめ備蓄しておくことを奨励する。

第5章 計画の運用

5-1 業務継続体制の維持・向上

本計画の策定は、業務継続力の維持・向上への第一歩である。

職員の異動や業務内容、組織の変化等に合わせて点検・見直しを行わなければ、計画そのものが形骸化してしまう恐れがある。そのため、定期的な研修や訓練等を通じて職員への浸透・定着を図っていく。さらに、計画の内容や、課題への対応の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の改善を図っていくことにより、業務継続力を維持し、継続的に向上させていく。

5-2 職員への浸透・定着

業務継続体制の維持・向上のためには、全職員が業務継続の重要性や業務継続における各自の役割等を理解し、組織全体に浸透させておくことが重要である。

このため、毎年度当初に各課・工場における災害対策動員計画表の策定を行うとともに、本業務継続計画を含めた各種災害マニュアルに関する職員への研修を実施する。さらに、本業務継続計画の内容を加味した防災訓練の実施、工場職員間の情報共有、非常時優先業務の実施手順等が記載された各種業務マニュアルの整備等、業務継続の浸透・定着を図るものとする。

研修・訓練等の年間スケジュール

種別	内容	対象	実施時期
災害対策動員計画表の策定	災害対策実施要領に定める動員基準に基づき、動員指令対象者を定め、災害時の活動体制を構築する。	全職員	4月
業務継続計画及び各種マニュアルの研修	異動者をはじめとする全職員への周知・徹底を図る。	全職員	5月
組合全体訓練	マニュアルを踏まえた訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。 また、大阪市と連携して訓練を実施することにより、災害時における連携体制を構築する。 ・災害対策本部設置運用訓練 ・工場初動対応訓練 ・安否報告確認訓練 など	全職員 (工場は交代制勤務であることから、各回における訓練参加者は限定される)	9月・1月
工場個別訓練	各工場が個別のテーマを設定のうえ実施する。 ・負傷者救護訓練 ・来場者避難誘導訓練 ・情報伝達確認訓練 など	工場職員	年1回以上
消防訓練	各施設において消防署の指導に基づき行う。 ・消火訓練 ・避難訓練	防火担当者等	年1回以上

5-3 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力のもと、一定の想定シナリオに沿って検討・策定したものである。このため、被害想定の見直しに基づく計画の修正はもとより、必要資源の確保に努めた結果や研修・訓練等によって得られた情報や知見等についても適切に計画に反映させ、計画をレベルアップしていく必要がある。

このため、業務継続計画及び各種災害マニュアルの修正・見直しについては、必要に応じて随時行うこととする。